

事業名	合併処理浄化槽設置事業費補助金
事業主体	富谷市

対象者	<input type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input type="checkbox"/> 新築(建設)	<input type="checkbox"/> 改修・増築	<input type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input checked="" type="checkbox"/> その他

概要	市内の公共下水道処理区域以外の区域にお住いで、その住宅に合併処理浄化槽を設置する方に対し、浄化槽の人槽区分に応じた補助を行うもの。
補助対象要件	<p>①延床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物に設置する浄化槽であること。</p> <p>②下水道区域外の区域であること。</p> <p>③浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽であること。</p> <p>④国土交通大臣が認定したもので、全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会に登録されている浄化槽であること。</p> <p>⑤処理対象人員が10人以下であること。</p> <p>⑥補助対象年度内に工事が完了し、当該年度の2月末までに実績報告を提出できること。</p>
補助金額等	<p>設置費用の3/4以内とする。</p> <p>ただし、人槽区分ごとに下記の金額を上限とする。</p> <p>5人槽 … 570,000 円</p> <p>7人槽 … 712,000 円</p> <p>10人槽 … 1,057,000 円</p>
補助申請期間	随時受付
その他	
ホームページ	
お問合せ先	富谷市役所 市民生活部 生活環境課 022-358-0515 mail : seikatsu@tomiya-city.miyagi.jp

事業名	合併処理浄化槽維持管理費補助金
事業主体	富谷市

対象者	<input type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input type="checkbox"/> 新築(建設)	<input type="checkbox"/> 改修・増築	<input type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input checked="" type="checkbox"/> その他

概要	市内の公共下水道処理区域以外の区域にお住いで、その住宅に合併処理浄化槽を設置し、適正にその管理している者に対し、浄化槽の人槽区分に応じた補助を行うもの。
補助対象要件	<p>①延床面積の2分の1以上を自己の居住の用に供する住宅に設置されている浄化槽であること。</p> <p>②下水道区域外の区域であること。</p> <p>③浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽であり、生物化学的酸素要求量（BOD）除去率が90%以上、放流水のBODが20ミリグラム／リットル（日間平均値）以下の機能を有するものであること。</p> <p>④浄化槽法第10条第1項に規定する保守点検と清掃の維持管理が適正になされていること。</p> <p>⑤処理対象人員が10人以下であること。</p>
補助金額等	<p>人槽区分ごとに下記の金額を限度とする。</p> <p>5人槽 … 13,000 円</p> <p>6～7人槽 … 15,000 円</p> <p>8～10人槽 … 17,000 円</p>
補助申請期間	(申請) 管理年度の末日の翌日から1ヶ月以内
その他	
ホームページ	
お問合せ先	富谷市役所 市民生活部 生活環境課 022-358-0515 mail : seikatsu@tomiya-city.miyagi.jp

事業名	合併処理浄化槽設置資金融資斡旋
事業主体	富谷市

対象者	<input type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input type="checkbox"/> 新築(建設)	<input type="checkbox"/> 改修・増築	<input type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input checked="" type="checkbox"/> その他

概要	市内の公共下水道処理区域以外の区域において、その住宅に合併処理浄化槽を設置しようとする方に対し、資金の融資を斡旋するもの。
補助対象要件	<p>①延床面積の2分の1以上を自己の居住の用に供する建物の所有者又は占有者（所有者の承諾を得た場合に限り）である個人で次の各号に該当するものであること。</p> <p>(1)市税等滞納していないこと。</p> <p>(2)償還能力を有すること。</p> <p>(3)融資の斡旋の限度額に並び、連帯保証人（注1）を有すること。</p> <p>②下水道区域外の区域であること。</p> <p>③貸付を受けた日の属する月の翌月から36月以内において元金均等の方法により融資機関に償還を修了すること。</p>
補助金額等	<p>融資斡旋の限度額は1人1戸につき50万円とする。</p> <p>ただし、配水管の布設延長が50メートル以上である場合の限度額は、50万円に50万円を加えた額以内の額とする。</p> <p>融資斡旋に係る設置資金の利子は、市が補給する。</p> <p>融資斡旋先… 七十七銀行、仙台銀行、新みやぎ農協、古川信用組合</p>
補助申請期間	随時受付
その他	<p>（注1）連帯保証人の人数は限度額に並び次の人数とする。</p> <p>・50万円 … 1人</p> <p>・51万円～100万未満 … 2人</p>
ホームページ	
お問合せ先	富谷市役所 市民生活部 生活環境課 022-358-0515 mail : seikatsu@tomiya-city.miyagi.jp

事業名	電気式生ごみ処理機購入費補助金
事業主体	富谷市

対象者	<input type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input type="checkbox"/> 新築(建設)	<input type="checkbox"/> 改修・増築	<input type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input checked="" type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	電気式生ごみ処理機を購入する方に、その費用の2分の1相当を補助するもの。
補助対象要件	①市内に居住していること。 ②申請者自身を含め、同一世帯の方が過去5年以内に補助を受けていないこと。 (1世帯1基まで)
補助金額等	購入費の2分の1以内かつ上限額30,000円。 (100円未満の端数は切り捨て)
補助申請期間	毎年度4月1日から補助基数に達するまで。 (今年度の募集基数は15基)
その他	購入前に申請が必要。 (決定通知日前に購入した処理機は補助金対象外)
ホームページ	
お問合せ先	富谷市役所 市民生活部 生活環境課 022-358-0515 mail : seikatsu@tomiya-city.miyagi.jp